

環境省 温室効果ガスの排出量算定・報告マニュアルについて

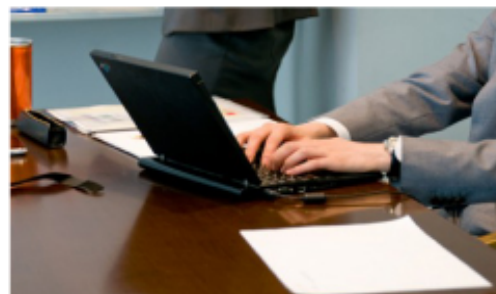
ドライアイスの使用による温室効果ガス排出量の算出・報告については環境省の定める地球温暖化対策推進法にて規定されております。但し、報告の基準は事業所が21人以上且つ年間使用量が3000t以上の事業所に限られます。

《算定式》

CO2排出量はドライアイス使用時の排出量となります。CO2排出量(tCO2) = ドライアイス使用時のCO2排出量(tCO2)

《排出係数》

排出量は、ドライアイス使用時のCO2排出量としているため、排出係数は設定していません。 ※熱・電気を使用する際に発生するCO2は省エネ法にて規定されており別個に算定します。



◎ご参考

ドライアイス洗浄機1台の年間平均使用量

(条件)

- ①ドライアイス洗浄機…GT-100
- ②ドライアイス消費量…30kg/時間
- ③稼働時間……………1日8時間、月25日ペース

(1台の年間平均使用量)

72t